

和歌山県河川砂利採取事務処理要領

平成30年 4月 1日

県土整備部河川・下水道局 河川課

この要領は、平成25年4月1日付け河第1号（平成30年4月1日改正）による「和歌山県河川砂利採取許可方針」第3項キの規定に基づき、県が管理する河川における砂利採取に係る許可及び認可の事務処理について必要な事項を次のとおり定める。

1 砂利採取

1 定義

(1) 砂利

砂利採取法においては、粒径の小さな順に砂、砂利、栗石、玉石を総称して砂利と定義する。また、その生成過程により丸みを帯びた形状のものを指す。

※ 粒径が概ね30cm以内のものが砂利として法の適用を受ける。

※ 陸砂利、山砂利と呼ばれるものは、以前は河川であったところが地殻変動等によって陸地となっているところに所在するものをいう。

※ 砂利と土が混在するものについては、砂利が相当程度含まれるときに砂利採取法の適用対象となる（相当程度とは具体的な含有率ではなく、採取者が砂利の存在に基づく経済的価値を認めて採取する場合と解釈する）。

(2) 採取

土石等を自己の物とする目的を持って土地から分離する行為をいう。

この要領においては、河川区域からの分離を指す。

採取する量が極めて少なく、かつ一時的である場合は、自由使用の範疇に属すると解されるが、その限界は社会通念によって判断すべきである。

また、洗浄についても通常は砂利を製品化するために必要な行為であるため、砂利採取法では採取に含まれる。

(3) 砂利採取業

砂利の採取を行う業者をいう（砂利採取法第2条）。

行うは営むではないので、販売目的（営利）であるか自家消費であるかは区分しない。

また、事業というためには反復継続して行うものでなければならないので、一時的に採取する場合は砂利採取業には該当しない。

※ 宅地造成工事その他の建設工事等の際に生じた砂利を採取する場合は砂利採取業に該当しないと考えられるが、他の箇所で使用（販売）する等の積極的な目的をもって採取する場合は砂利採取業に該当する。

2 砂利採取法の施行

昭和40年代前半に土木建築工事が増大し、砂利の採取が急速に進んだ結果、各地で砂利採取に伴う災害が多発した。

特に山砂利の採取は大規模なものが多く、「災害防止の観点」から新たな法規制が必要となった。

その結果、事業者の登録制度、業務主任者制度、採取計画の認可制度、災害防止義務の明確化を柱とする砂利採取法を制定し、昭和43年5月30日に公布した。

3 本県における河川砂利採取禁止の経緯

本県においても過去には各河川で活発な砂利採取が行われていたが、河床低下による河川構造物等への影響を踏まえ、河川の維持管理上必要な河川法第20条工事に係るものを除き、原則として有田川（二川ダムより上流）、日高川（椿山ダムより上流）、古座川（支川の小川）、熊野川（北山川合流点より上流）以外の砂利採取を禁止した（「河川砂利採取許可方針（河川課）」昭和61年4月25日河第40号土木部長通達）。

4 許可方針の見直し（平成25年度）

平成23年台風第12号（紀伊半島大水害）等により、土砂等の堆積が進行した箇所も見受けられる中、将来の大きな水害等を想定し堆積土砂を効果的に除去し治水安全度の向上にも繋がる方策として、河川構造物等へ影響を与えない範囲で許可方針の見直しをすることとした。

従前の許可方針は廃止し、新たに「和歌山県河川砂利採取許可方針」を策定して、平成25年4月1日に施行した。

5 平成25年度許可方針改正の概要

河川の維持管理及び河川工事の施行に支障がない箇所について、河川砂利の採取を許認可する。

- (1) 当面の間は、まとまった量の河川砂利の採取が可能と思われる下記の6河川について、河川砂利採取の再開と採取区域の拡大を行う。
 - ・採取の再開 富田川、日置川
 - ・採取区域の拡大 有田川、日高川、古座川、熊野川
- (2) 上記以外の規模の小さな河川については、採取による河川への影響度が大きいので、堆積量等が判明するまでの間は原則として採取を認めないものとする。
- (3) 許可方針は、河川構造物等への影響を観るため、5年間程度の期限付きで運用を始め、河川構造物等への影響があった場合には、必要な見直しを行う。
 - ※ 河川流況の変化によっては、採取計画期間中の途中でであっても採取できなくなることがある。
- (4) 平成25年度許可方針の運用にあたっては、河川の維持管理上、安定した採取計画を確保するため、継続した期間（最長5年）で砂利を採取する者を選定。（「和歌山県河川砂利採取予定者選定要綱」参照）。
- (5) 許可及び認可の期間は、国が定めた砂利採取計画認可準則や和歌山県河川管理規則（昭和40年7月8日規則第71号）で1年以内と定められているため、最長5年間の全体計画に基づいて採取予定者となった者も毎年度の申請を要す。

6 平成30年度許可方針改正の概要

一般砂利採取による河川や河川構造物への影響を引き続き観察するべく、平成25年度許可方針の適用期間を5年間延伸する。

- (1) まとまった量の河川砂利の採取が可能と思われる下記の6河川について、河川砂利採取を認める。
 - 有田川・日高川・富田川・日置川・古座川・熊野川
- (2) 上記以外の規模の小さな河川については、採取による河川への影響度が大きいと考えられるため、原則として採取を認めないものとする。
- (3) 河川構造物等への影響があった場合には、必要な見直しを行う。
 - ※ 河川流況の変化によっては、採取計画期間中の途中でであっても採取できなくなることがある。

がある。

- (4) 許可方針の運用にあたっては、安定した採取計画を確保するため、継続した期間（最長5年）で砂利を採取する者を公募により選定。（「和歌山県河川砂利採取予定者選定要綱」参照）。

採取予定者が決定した箇所以外の箇所については、河川法25条の規定に基づく許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の申請（以下「許可及び認可の申請」という。）を、随時受け付ける。

- (5) 許可及び認可の期間は、国が定めた砂利採取計画認可準則や和歌山県河川管理規則（昭和40年7月8日規則第71号）で1年以内と定められているため、最長5年間の全体計画に基づいて採取予定者となった者であっても毎年度許可及び認可の申請を要す。

7 砂利の用途規制

国の通達（昭和49年4月30日建設省河計発42「河川砂利基本対策要綱の改定及びその運用について」）で、「河川砂利は原則として全てコンクリート用骨材として利用し、特別の理由がない限り他用途に使用しないこととし、その趣旨を徹底するための行政指導を行う」とされている。

また、本県の旧許可方針でも原則としてではあるが用途の規制をしていた。

しかし、平成25年度に治水上の目的をもって許可方針を見直したこともあり、用途規制による砂利採取量の減少を避けるため、引き続きコンクリート用骨材以外での利用も認める。

2 申請手続き等

採取希望者を募集し、採取計画等を総合的に評価して採取予定者を選定する。

選定事務の詳細は別添「和歌山県河川砂利採取予定者選定要綱」によるが、申請手続きは下記のとおり。

1 採取可能区域等の提示

県（建設部長）が募集対象河川（6河川）の採取可能区域や堆積土砂量（概数）を提示し、申込期間を設けて採取希望者を募る。

2 採取申込み

採取希望者は、採取を計画する区域、採取量（採取可能土砂量を上限とする）、採取期間（最長5年）、全体採取計画量、運搬及び洗浄の方法等を記載した採取申込書を提出する。

3 採取予定者の選定

県（建設部長）は、採取希望者からの採取申込書の内容について審査し、適切な採取が可能かどうかを判断した上で、当該採取希望者を採取予定者とする。

同一区域で採取希望者が競合した場合は、採取申込書の各項目について総合的に判断し採取予定者を選定する。

選定は総合評価により実施し、総合点により順位1位の者を採取予定者、2位以下の者を次点候補者とする。

※ 順位1位の採取予定者の申請が不許可（不認可を含む）となった場合や、採取予定者が欠格条項に該当したときは、次点の者を繰り上げて採取予定者とする（以後、同様に繰り返す）。

なお、採取予定者の決定後、採取予定者が不存在である箇所については、単年度での許可及

び認可の申請を随時受け付ける。

4 本申請

採取予定者を含む採取希望者は、県と詳細な計画を協議し、許可及び認可の申請を行う。

5 申請書及び添付書類

(1) 申請書

別紙様式（第1号～第2号）による（申請内容により項目を適宜変更して差し支えない）。

(2) 添付書類

① 全体計画

採取計画の概要を記載した図書

② 位置図

砂利採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図

③ 見取図

砂利採取場及びその周辺の状況を示すもの

- ・砂利採取場内における掘削又は切土の場所
- ・除去した表土及び廃土の堆積場所及び汚濁水処理施設の設置場所
- ・周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況

④ 実測平面図

掘削または切土に係る土地の実測平面図

⑤ 実測縦断面図及び実測横断面図

掘削または切土に係る土地の実測縦断面図面及び実測横断面図面に計画地盤面を記載したもの（土量計算書を添付）

⑥ 砂利採取法第3条の登録を受けていることを示す書類

砂利採取法第5条第2項の砂利採取業者登録通知書の写し

⑦ 事務所等の名称及び所在地、業務主任者の氏名を示す書類

- ・名称や所在地が記載されたもの
- ・業務主任者合格証の写し
- ・業務主任者が採取計画に基づく採取を監督するための計画を記載した書面

⑧ 砂利採取場からの搬出方法を示す図書

- ・砂利等を搬出する主体、砂利運搬車の種類、1日当たりの台数
- ・当該砂利採取場から国道または都道府県道に至るまでの搬出経路を記載した書面

⑨ 災害の防止のための方法及び施設に関する図書

⑩ 当該砂利採取が他の事業に及ぼす影響やその対策の概要を記載した図書

※ 砂利採取法第19条に規定された認可基準（他人に危害を及ぼさない、公共の用に供する施設を損傷しない、他の産業の利益を損じない）に抵触しないかどうかを判断するため、地元自治会や漁業協同組合等と対策について協議し了承を得たことを示す書面（会議録等）を添付させる（会議録等に代えて同意書でも可とする）。

⑪ 砂利採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要

とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面

⑫ 申請に係る誓約書

⑬ その他参考となる事項を記載した書類

[必要に応じて添付]

- ⑭ 埋め戻しが必要と判断した採取跡地について、他所からの土砂等により埋め戻しを行う場合に必要な書類

- ・埋め戻しする土砂等が河川に悪影響を与えないことを示す書類
 - ・自己の土地において埋め戻しの土砂等を確保するときは、その旨を示す書類
- ・他人の土地において埋め戻しの土砂等を確保するときは、当該土地の所有者との土砂等の採取に関する契約書の写しまたは同意書

※ 今回の許可方針の見直しでは、水面から50 cm以上の掘削を許認可するので、埋め戻しは想定していないが、特別な事由が生じた場合は上記を参考とする。

- ⑮ 堤外民地における採取で、採取する権原を有することを示す書類

- ・当該地の境界を示す図書
- ・自己の土地において砂利の採取を行おうとするときは、当該土地の登記事項証明書
- ・他人の土地において砂利の採取を行おうとするときは、当該土地の所有者や耕作者等との砂利採取に関する契約書の写しまたは同意書

※ 境界を示す図書については、相互に境界を現認した立会証明書でも可とする。

6 審査の基準等

審査にあたっては、「和歌山県河川砂利採取許可方針（平成25年4月1日河第1号）」に適合しているかに留意し、「工作物設置許可基準（河川管理技術研究会編）」、「砂利採取計画認可準則（昭和43年10月2日河政発第99号・通産省化局第491号）」を参考に行うものとする。

※ 本県の砂利採取に係る審査基準（行政手続法第5条）は、「砂利採取計画認可準則」となる。

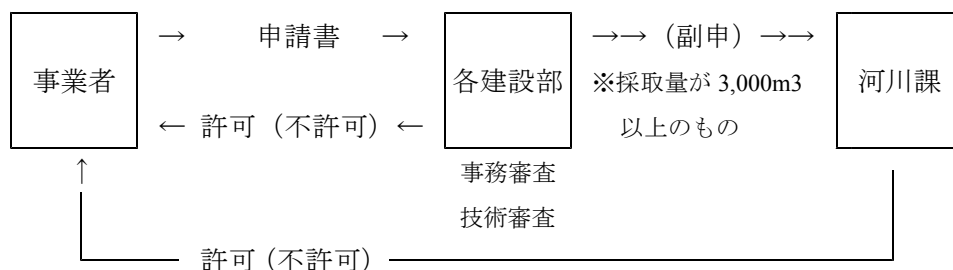
3 砂利採取の許可及び認可（以下、本項においては許可及び認可を合わせて許可と表示）

申請者は、採取しようとする区域を所管する建設部に申請書を提出する。

建設部は、事務審査と技術審査を行い、許可または不許可の処分を行う。

ただし、1回の採取量が3千 m³以上の採取計画の認可は知事決裁となるため河川課に副申し、河川課は事務審査と技術審査を行い、許可または不許可の処分を行う。

※ 採取量3千 m³以下の許可については、河川課の求めにより実績報告するものとする。



※ 事業者が提出する申請書や添付書類については後記参照。

(参考)

平成22年4月1日より河川管理者に係るものを除く砂利採取（山砂利、陸砂利、普通河川にお

ける砂利) は市町村の自治事務となり全て権原移譲している。

ただし、河川区域に隣接する土地での陸砂利採取については、河川構造物等への影響が生じるおそれがあるので、河川管理者への協議が望ましい。

1 手数料等

和歌山県使用料及び手数料条例第2条の規定により次表のとおりとする。

項 目	金 額
法第3条 登録	13,000円
法第6条第1項第5号ロ 認定の申請	8,400円
法第15条 業務主任者試験の受験	7,600円
法第16条 認可申請	33,900円
法第20条第1項 変更認可申請	15,000円

〔備考〕 ・納付については、県証紙（または納付書）による。

2 土石採取料

和歌山県河川法施行条例第3条第3項の規定により次表のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
土砂	1 m ³	220円
砂利（粒径10cm未満）	1 m ³	220円
砂	1 m ³	220円
栗石（粒径10cm以上30cm未満）	1 m ³	240円
転石（粒径30cm以上）	1 m ³	430円
岩石	1 m ³	280円

〔備考〕 ・条例では詳細に区分されているが、この要領における河川砂利の採取については、全て土砂の区分によるものとする。

・採取量に1 m³未満の端数があるときは1 m³とする。

・採取料の合計額が100円未満のときは100円とする。

・消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外は、算定額に100分の108を乗じた金額とする。

・市町村が実施する代行工事に伴う砂利採取に関しては、当面の間は免除とする（要綱参照）。

※ 堤外民地における採取の場合は河川法第25条の許可が不要であるので、土石採取料を徴することができない。

4 立入検査

砂利採取法第34条の規定に基づく立入検査については、別途定めた「砂利採取場立入検査実施要領」（別添）によるものとする。

5 違反行為への対応

1 登録時における違反

砂利採取法第 6 条の規定（登録拒否）に該当する事実について虚偽の記載や隠匿があった場合は、同法第 12 条の規定に基づいて登録の取消等を行う。

2 採取計画認可時や採取における違反

砂利採取法第 21 条（認可された採取計画の遵守義務）、第 22 条（変更命令）、第 23 条（緊急措置命令）の規定に違反があった場合、認可条件に違反があった場合、不正な手段により認可を受けた場合は、同法第 26 条の規定に基づいて認可の取消等を行う。

3 罰則

砂利採取法第 45 条から第 48 条で罰則規定が設けられている。

同様に河川法でも第 102 条及び第 107 条で罰則規定が設けられている。

共に両罰規定であり、行為者だけでなく行為者によって代表される法人、雇い主である人等に対しても罰則の適用を認めている。

6 その他

河川法第 20 条に基づく代行工事に伴う砂利採取との調整

商業的な採取より治水安全性の向上を目的とする河川法第 20 条に基づく代行工事に伴う採取を優先させる。代行工事が複数年に渡って継続する場合も同様とする。

事務取扱いについては市町村が実施する場合は、「市町村が施行する河川工事における砂利採取実施要綱（平成 23 年 1 月 25 日施行）」（資料編参照）によるものとする。

2 その他

(1) 砂利採取業の協同化

砂利採取業の健全な協同化を促進し、砂利の採取は極力協同組合等を通じて行わせるものとし、協同採取から共同販売にいたるまでの自主規制について行政指導を行う（「河川砂利基本対策要綱の改定及びその運用について」昭和 49 年 4 月 30 日建設省河治発通達）。

※ 従前の機関委任事務に係る通達は、地方自治法上の技術的指導の扱いであるため、可能な限りにおいて協同化を指導していくこととなる（経済産業省確認）。

(2) 変更認可

砂利採取法第 20 条の規定により認可計画を変更することは原則可能である。

ただし、この変更認可は、砂利採取法第 16 条の規定により認可された採取計画を変更するものであり、採取予定者の募集に伴い提出された採取申込書に記載された採取計画のことをいうものではない。

(3) その他

今回の許可方針の見直しに係る「和歌山県河川砂利採取許可方針」、「和歌山県河川砂利採取事務処理要領」、「和歌山県河川砂利採取予定者選定要綱」、「和歌山県河川砂利採取予定者選定委員会設置要綱」、「和歌山県河川砂利採取場立入検査実施要領」については、今後の採取実態により随時改定する必要が生じる場合があるので、各建設部と河川課で情報を共有しながら共同して改定作業にあたっていくものとする。

○ 関係法令の概要

1 砂利採取法

1 総則

第 1 条 目的…砂利採取に伴う災害の防止と砂利採取業の健全な発達を目的とする。

第 2 条 定義…砂利採取業とは砂利の採取（洗浄を含む）を行なう事業を言う。

2 登録制度

第 3 条 登録…業を行おうとする区域を管轄する県知事に事前に登録が必要。

第 6 条 登録の拒否…法令違反、虚偽記載、重要事項の記載が欠けているときは登録拒否。

第 9 条 登録の変更…登録事項に変更があったときは遅滞なく県知事に届け出する。

第 10 条 廃止の届出…業を廃止したときは事業者は遅滞なく県知事に届け出する。

第 11 条 登録の失効…業を廃止したら登録は失効する。

第 12 条 登録の取消…法令違反等で欠格条項に該当したときは登録を取り消す。

第 13 条 登録の消除…登録が失効したら消除する。

3 業務主任者試験

第 15 条 業務主任者試験…採取に伴う災害防止に必要な知識や技能について県知事が実施。

4 採取計画の認可

第 16 条 認可…採取場ごとに採取計画を定め、管轄する県知事が計画を認可（河川砂利）。

第 17 条 採取計画記載事項…区域、数量、期間、設備、災害防止の方法等を記載する。

第 18 条 申請…申請書に必要な図面や書類を添付して県知事に提出。

第 19 条 認可の基準…他人に危害を加え、公共施設を損傷し、他の産業の利益を損じる等
公共の福祉に反すると認めるときは認可しない

第 20 条 変更認可…認可された計画を変更するときには県知事の認可が必要。

第 21 条 遵守義務…事業者は認可された計画に従って採取を行なわなければならない。

第 31 条 認可条件…認可事項の確実な実施を図るため必要最小限の範囲で条件を付すこと
ができる。

5 監督

第 22 条 変更命令…採取が法第 19 条に該当する（該当するおそれがあると認める）ときは、
当該認可採取計画の変更を命ずることができる。

第 23 条 緊急措置命令…災害防止のため緊急の必要があると認めるときは、災害防止措置
を行うことや砂利採取の停止を命ずることができる。

第 26 条 認可の取消等…遵守義務や命令に対する違反等があったときは、認可を取り消し
又は 6 月以内の期間で砂利採取の停止を命ずることができる。

第 33 条 報告の徴収…法の施行に必要な限度において、事業者には業務に関する報告をさせ
ることができる。

第 34 条 立入検査等…法の施行に必要な限度において、事業者の事務所や砂利採取場等に立ち入り、帳簿、書類その他を検査し質問することができる。

6 その他

第 27 条 河川法との関係…砂利採取法第 16 条の認可を受けることによって、河川法第 26 条第 1 項（工作物の新築）、同法第 27 条第 1 項（土地の掘削）の許可を受けたものとみなされる。

第 43 条 国等に対する適用…砂利採取を行なう国又は地方公共団体と県知事との協議の成立をもつて第 16 条の認可（第 20 条第 1 項の変更の認可）があつたものとみなす。

※市町村が実施する河川の代行工事に伴う砂利採取

2 河川法（砂利採取関連）

1 土石等の採取許可

第 25 条 土石の採取許可…河川区域で土石の採取をするときは河川管理者の許可が必要。

2 河川管理者以外の者の施行する工事

第 20 条 代行工事…河川管理者の承認を受けて河川工事や維持を実施することができる。

※市町村が実施する河川の代行工事に伴う砂利採取

3 その他（見なし許可）

第 26 条第 1 項 工作物の新築等…砂利採取法第 16 条の認可をもつて許可と見なされる。

第 27 条第 1 項 土地の掘削等…砂利採取法第 16 条の認可をもつて許可と見なされる。

○ 関係通達

別添資料編参照